

## 秋田県条例第七号

秋田県県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

秋田県県税条例の一部を改正する条例（平成二十五年秋田県条例第四十号）の一部を次のように改正する。  
附則第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項に次の一号を加える。

六 第二条中秋田県県税条例第六十二条の四の改正規定及び附則第十一項の規定 平成二十九年四月一日

附則第六項中「附則第一項第五号」を「附則第一項第四号」に改める。

附則第九項中「附則第一項第六号」を「附則第一項第五号」に改める。

附則第十一項中「附則第一項第四号」を「附則第一項第六号」に、「第四号施行日」を「第六号施行日」に改める。

### 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。